

議案第 6 0 号

鯖江市国民健康保険条例の一部改正について

鯖江市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 8 月 2 7 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鯖江市国民健康保険条例（昭和 34 年鯖江市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「第 7 2 条の 4」を「第 7 2 条の 5」に改める。

第 14 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「もしくは虚偽」を「または虚偽」に改め、「または同条第 3 項もしくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。